

令和5年度安中市立第二中学校 「学校部活動の運営に関する活動方針」

令和6年1月9日 改訂

学校部活動（以下「部活動」という。）は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校判断により行われるものであるが、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、個性の伸長、連帯感の涵養、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、体力の向上と健康の増進、スポーツや文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成等、生徒の多様な学びの場として、大きな意義をもつ活動である。

本校において、校長は、平成30年にスポーツ庁及び文化庁が策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを統合し、改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）（以下「国のガイドライン」という。）に則り、群馬県及び安中市の方針の改定を踏まえ、「学校部活動の運営に関する活動方針」の見直しを図り、各部の休養日及び活動時間等を改定し、公表すること、また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用に取り組むものとする。

1 適切な運営のための体制整備

（1）部活動運営方針の策定と情報発信

- ① 市方針に則り、部活動検討委員会（運営委員会）において今年度の運営方針を策定し、職員会議等で全職員が確認し、共通理解・共通実践を行う。
- ② 学校運営協議会において、部活動の取組状況を報告し、指導助言をいただく。
- ③ 運営方針については、ホームページでの公表や、PTA総会、学校通信等で地域や保護者に説明し、ご理解をいただけるよう努める。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分掌の実態等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 現在設置されている部活動の存廃については、必要に応じて校内規定等を考慮して対応を行う。
- ③ 本校に部活動の設置がなく、社会体育等で活動を行い、中体連主催の大会への参加を望む生徒がいた場合には、参加を認め、大会要項に沿った引率も行う。また、人数不足で団体での参加ができない場合には、近隣との合同での活動も検討する。
- ④ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。
- ⑥ 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、活動計画又は練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。

- ⑦ 地域や他団体との交流の機会を模索し、学校と地域・保護者、他団体が協力して子供を育てるという共通認識を共有し、学校は開かれた活動となるよう環境整備を進める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

部活動の実施に当たっては、市方針に則り、心身の健康管理、事故防止、及び体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 体罰等の未然防止

- ① 生徒との信頼関係を大切にするとともに、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気作りや心理面での指導の工夫を行う。精神的・肉体的に苦痛を与えたり、高圧的な指導を行ったりしない。
- ② 厳しい指導として体罰等正当化することは決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取組を行う。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

(1) 学期中の休養日の設定

- ① 平日は月曜日を休養日とする。休養日は朝練習を含む全ての部活動を行わない。
- ② 土・日曜日のいずれか一日は休養日とする。但し、大会等参加によりやむを得ず土・日曜日の両日に部全体の活動として部活動を実施する必要がある場合には、翌金曜日までの間に振替休養日を設ける。土・日曜日のどちらか一日に大会もしくは練習試合を行った場合、他の一日に練習のみの活動は行わない。但し、日曜日に大会が設定されている場合には、土曜日に半日程度の練習を認める。その場合には代替休養日を設ける。
- ③ 月曜日又は金曜日が国民の祝日や祝日の振替休日になった場合には、その日を平日の休養日として扱う。土・日曜日を含め三日以上休日が続く場合には、大会以外は二日以上以上の休養日を設定する。大会等でやむを得ず二日以上活動する場合には、代替休養日を設定する。

(2) 長期休業中の休業日の設定

- ① 夏休み等長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会等参加によりやむを得ず土・日曜日に活動を行う場合には、平日に休養日を振り替える。顧問は、長期休業の趣旨から、土・日曜日の両日に練習試合を計画しないよう努める。
- ② 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。特に夏休みの熱中症等が心配される季節は生徒の健康状態を常に観察し、適宜休憩時間を設定する。
- ③ 学校が閉庁になる期間は、部活動は実施しない。(令和5年8月10日～16日・令和5年12月29日～令和6年1月3日)
- ④ 中体連主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず土・日曜日に練習を行う必要が生じた場合には、3時間程度の練習を認める。

(3) 活動時間

- ① 活動は、平日は2時間程度とする。また、休業日は、3時間程度とする。
(活動時間には休憩時間や準備・片付けの時間は含まないものとする。)
- ② 大会や練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 朝練習

- ① 校長及び顧問は、教職員間の共通理解のもと、また生徒と保護者の理解のもと、生徒が目的意識と自発的な意欲をもって自主的に取り組む朝練習は認めるものとする。参加については希望者とする。
- ② 朝練習の時間は午前7時30分から午前8時までとする。開始時間より10分以上早く登校しないよう指導を徹底する。

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- ① 校長、顧問、部活動指導員は、県教育委員会の「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用し、計画的な活動により、各生徒の発達段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- ② 校長、顧問、部活動指導員は、複数の部活動がグラウンドで行われる際の安全対策として、安全な活動場所を確保するとともに、グラウンド使用のルールの明確化等の安全対策を行う。また、部活動における顧問の関わり方について確認するとともに、事故発生時及び未然に防ぐための対応として、職員研修の実施や危機管理マニュアルの見直し、AED設置場所の検討を行う。
- ③ 顧問、部活動指導員は、生徒自身が安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保したりすることができるようにする。

(2) 熱中症事故の防止

- ① 学校の設置者及び校長は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度））等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。
- ② 学校の設置者及び校長は、競技団体等の関係機関と連携を図り、高温や多湿時において、主催する学校体育大会やコンクールが予定されている場合については、大会やコンクールの延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、広域的な大会等でやむを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

(3) 事故への対応

- ① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、万一、事故が発生した場合には、適切な応急手当を行い、状況によっては負傷者を医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめるよう努める。また、日頃から校内等の緊急体制が有効に機能するよう全教職員の役割分担や手順を明確にしておくとともに、AEDの配置場所についても周知徹底する。 ※AEDの設置場所：職員室前、体育館

5 経費等について

(1) 活動費

活動にかかる経費を生徒会費から補助する。また、活動に伴う登録費や県大会の参加費については、安中市からの補助金も活用する。

(2) 活動費の徴収

各部において活動費を徴収する場合には、保護者の理解を得た上で金額を決定する。また、年度末には会計報告を行う。

(3) 選手輸送

中体連主催の県大会に参加する場合の選手輸送については、市保有のバスや借り上げバス、または保護者の送迎等で行う。大会出場にかかる輸送費については、学校で負担するとともに安中市からの補助金も活用する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

(1) 大会の精選

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(2) 公的団体以外の主催

中体連やJOCなど公的団体が主催ではない県外大会への参加について学校として、保護者の経済的な負担や生徒・保護者・顧問の負担について検討を行う。最終的に大会への参加の有無については、管理職・顧問・保護者等で協議を行い決定する。

7 その他

部活動運営方針については、県全体の動向や他郡市の動向により、必要に応じて改定を行うとともに、部活動検討委員会において、各部の活動方針や活動の様子について説明・報告を行い、活動を評価し、部活動運営方針の改善に役立てていく。